

## 不利益処分

処分名	市営土地改良事業の分担金の徴収
根拠法令	奄美市土地改良事業分担金徴収条例
所管課	農林水産課

### 1 処分の内容

年度ごとに市営土地改良事業に要する費用の総額から市が負担する額の2分の1以下の額を徴収する。（ただし、総事業費の5%以内の額とする。）

### 2 処分の要件

事業施行地域内につき、土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する受益者